

令和6年6月10日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課

電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について

(趣旨)

令和6年6月5日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して資金の借入れの認可申請が行われ、6月7日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）から経済産業大臣への回答について御審議いただく。

1. 経緯

広域機関は、電気事業法第28条の40第1項第8号の2に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に係るFIT/FIP制度の3つの交付金の交付及び納付金の徴収の業務（以下「徴収等業務」という。）を行っており、徴収等業務においては卸電力価格の下落により交付額が増加した場合には納付金が増額調整されるまでの間、一時的な資金不足が生じる可能性があるため、広域機関は経済産業大臣の認可を受けて、資金の借入れ又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）を発行する（政令により限度額は現在、1兆1,830億円）とともに、国民負担の最大限抑制の観点から政府がその債務を保証することが可能となっている。

広域機関はこれまでに、今年1月と3月の2回、資金の借入れの認可申請を行っており、それぞれ3月29日に1,200億円（落札利率0.22%）、5月8日に3,400億円（落札利率0.31%）の借入れを行っている。過去2回の借入れは、令和4年度の卸電力取引市場価格が高位で推移した一方で、令和5年度に入り卸電力取引市場価格が急落し、以降低位で推移したため、毎月、交付金の額が納付金の額を大幅に上回る状態が続いていたことによるものであった。

参考：全銀協日本円 TIBOR 12MONTH 3/29 0.28545 年%, 5/8 0.31455 年%

その後、今年3月末に令和6年度の納付金単価が決定・公表され、8月分の広域機関の収支分（7月末の納付金入金、8月9日の交付金出金）から反映される予定である。他方で、納付金単価の水準は一定であったとしても電力需要の変動によって納付額の合計は変動し、交付額についても再エネ発電量の季節変動などの影響を受ける。このため、徴収等業務の収支は年間を通じて変動する性質を有する。

直近の見通しを踏まえると9月以降の当面の資金が不足するため、広域機関は、徴収等業務に関する資金に充てるための資金の借入れが必要として、令和6年6月5日付けで広域機関より経済産業大臣に対して、電気事業法第28条の55第1項の規定に基づき、資金の借入れの認可申請を行った。また、これを踏まえて、同法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、6月7日付けで経済産業大臣から委員会に対して、当該認可申請に係る意見聴取があったものである。

42 2. 主な申請内容

43 申請の詳細については別紙2のとおりである。

44 電気事業法第28条の55第1項の規定に基づき、同法第28条の40第1項第8号の2の
45 業務に係る資金に充てるため、4,200億円を借り入れることとしている。

46 借入先、借入利率については、競争入札方式により決定することとしている。

47 また、借入日は令和6年9月6日であり、償還方法及び期限は、令和7年9月5日を期
48 限に一括償還を行うこととし、元利金支払いについては政府が保証することとしている。

49

50 3. 審査内容

51 経済産業大臣が3月末に決定・公表した令和6年度納付金単価が適用される収支は、令
52 和6年8月分（7月末の納付金入金、8月9日の交付金出金）から反映される。1年を通
53 じてみれば、昨年度のような継続的な赤字状態は生じない見込みであるが、一方で、徴収
54 等業務に係る収支は、納付金については電力需要の季節変動、交付金については再エネ発
55 電量の季節変動や卸電力市場価格の影響を受けるため、年間を通じて収支の変動が発生す
56 る性格を有する。特に賦課金単価適用期間の前半（8～1月分。4～9月買取分）は、年間
57 の中でも日照量が多く、太陽光発電を中心に再エネ発電量も多い時期であるため交付金支
58 出が大きい一方で、電力需要については低需要期も含まれる時期であるため納付金収入は
59 小さい。過去の事例（ロシアによるウクライナ侵略前の時期）においても、7月末の納付
60 金入金から1月上旬の交付金支出までに3,000億円前後の支出超過が一時的に生じ、2月
61 以降に黒字に転換するケースが多かった。

62 また、足元における卸電力市場価格についても、4月9.4円/kWh、5月9.6円/kWhと昨
63 年度平均と比較しても低位で推移している状況であり、リスクケースとして、現在の残高
64 状況に加え、需要と再エネ発電量の季節変動分を考慮した上で、直近の市場価格の水準が
65 仮に今後も継続したと仮定して、賦課金単価適用期間の前半となる1月分までの入出金の
66 見込みを試算した結果、1月中旬時点で4,100億円程度の資金不足が想定され得るとのこ
67 とである。

68 今回の申請は、本年9月から4,200億円を1年間借り入れるというものであるが、上記
69 見通しのとおりとなった場合には、1月中旬時点での資金残高は100億円となるが、2月
70 以降は収支が改善し、資金残高も増加するものと考えられる。他方で、来年3月に1,200
71 億円、来年5月に3,400億円の償還期限が到来するところ、償還と同時に借換えが必要と
72 なる可能性が高いが、借入れに伴う金利負担を最小限にするため、広域機関としては、来
73 年3月や5月の期限に備えた時期に改めて追加借入額を精査の上申請を行う方針である。

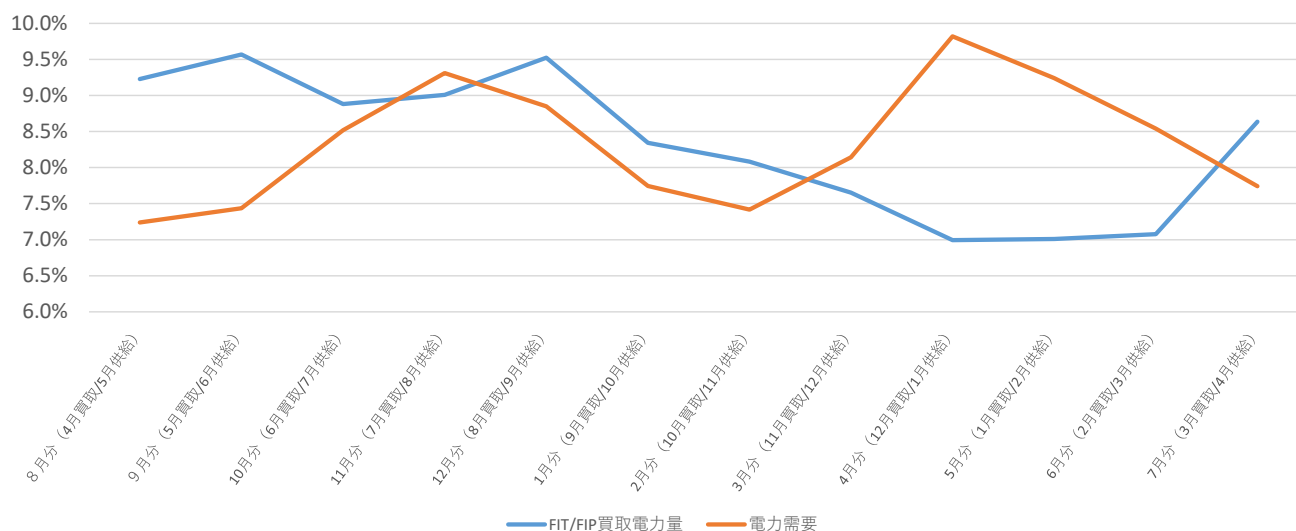
74 こうした方針を踏まえると、4,200億円の借入れについて、現状の見通しを踏まえれば
75 1月中旬までに発生する資金需要を賄い資金の不足に備えるためのものとして実施の必
76 要性が認められる。また、借入額として過剰であるとも認められない。

77 なお、また、令和7年7月末からは、令和5年度の赤字額を踏まえた新たな納付金単価
78 に基づく納付金が納付されるようになるほか、仮に今年度の交付金の金額が納付金の金額
79 を上回り、赤字となった場合には、再エネ特措法において、翌々年度の納付金単価は、今
80 年度の納付金の過不足額を勘案して定めることとされているため、遅くとも令和9年6月
81 末（令和8年度納付金単価が適用される納付金が最後に入金されるタイミング）までに

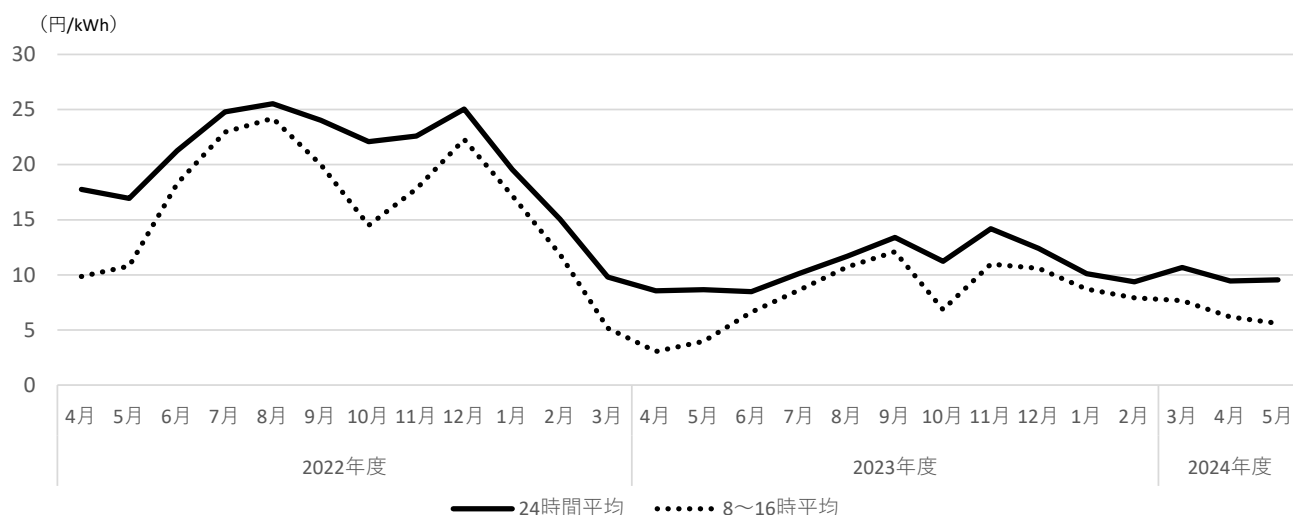
は、金利分を含めて今年度の納付金の不足に起因する借入金の償還が可能となる見込みである。

(参考：FIT/FIP 買取量と電力需要の関係)

※2021～2023年の買取量と電力需要を12か月間の合計に占める割合で示したもの



(参考：スポット市場の価格の推移)



電気事業法第28条の56に基づき、政府は、同法第28条の40第1項第5号又は第8号の2に掲げる業務に係るものに限り、国会の議決を経た金額の範囲内において広域機関の資金の借入に係る債務の保証をすることができる。とされている。

今回行う資金の借入は同法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に係るものであり、かつ、借入額は令和6年度一般会計予算総則第13条に規定された金額(1兆1,830億円)の範囲内であることから、財務大臣の了承を得た上で、今回の借入金の元利金支払いについて政府が債務の保証をすることとなる見込み。(今回の借入れ後の借入残高: 8,800億円 ※債務保証額は年度内の借入れの累計額でカウントされる。)

100 なお、2024 年 3 月 19 日の日銀金融政策決定会合において、マイナス金利政策の解除が
101 決定され、広域機関の実施する政府保証付き借入れだけでなく、他組織における政府保証
102 付き借入れにおいても一定程度の利率が生じているところであるが、事務局が広域機関に
103 確認したところ、今回の借入れは、引き続き国民負担を最大限抑制する観点で、複数の金
104 融機関がシンジケート団を組成して実施する協調融資である「シンジケート・ローン」の
105 形式で実施予定と聞いている。

106 広域機関は今年まで借入れ実績がなかった機関であり、「シンジケート・ローン」方式
107 とすることで、（広域機関でなく）アレンジャー（幹事金融機関）が参加金融機関を募集
108 するため、金融機関の視点で、地銀等も含めて広く当該借入案件及び借入機関についての
109 情報を共有することが可能になるとのことである。広域機関自らが実施する IR よりも高
110 い効果が見込まれるため、入札金融機関が多くなり、競争環境を高めることができる可能
111 性も考えられる。

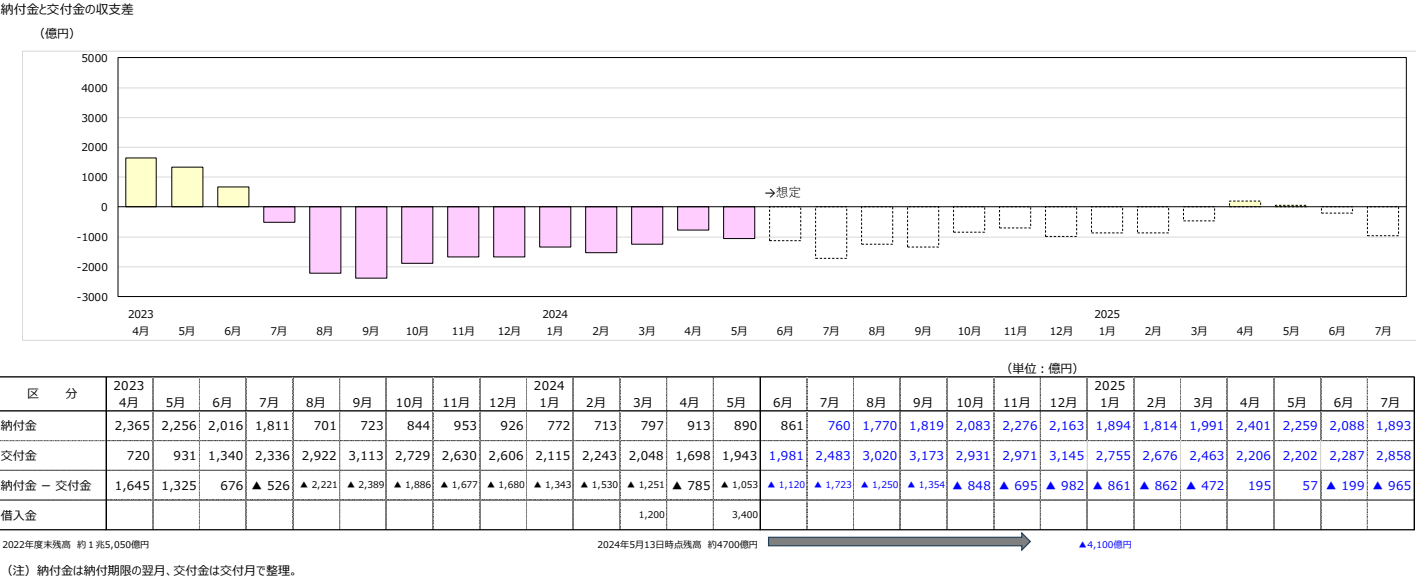
112
113 借入れ期間について、過去の 2 回の借入れでは、卸電力取引市場の価格が上がることに
114 より剰余金が増えた場合等には、より早い時期に借入金の償還が可能になること、また借
115 入期間を長期とするよりも 1 年ごとに必要額を見直して借り換えたほうが結果として資
116 金調達のコストが下がると考えられることから、借入金の償還までの期間は 1 年間とされ
117 ていた。

118 今回の借入れ期間についても、本年 9 月の調達からの 1 年間を借入れ期間としている。
119 とりわけ、政策金利の誘導目標について今後の日銀政策決定会合において引き続き議論さ
120 れることも加味すると、数ヶ月間単位での借入れは、かえって結果的に資金調達のコスト
121 を上げる可能性もあり、また、来年 3 月に 1,200 億円、来年 5 月に 3,400 億円の償還期限
122 が到来することなどを踏まえると、それぞれの借り換え時に、借入れ額全体と卸電力取引
123 市場価格の動向を踏まえて借り換え額を検討することが、全体の利息負担の削減に繋がる
124 と考えられることから、1 年間という借入期間の設定は適当と考えられる。

125
126 上記を踏まえると、借入れ行為については、資金の借入れ行為を行う理由については、
127 広域機関の再エネ特措法に係る業務を行うために不可欠なものと認められ、資金の金額に
128 ついては、1 月中旬までに発生すると現時点で想定される資金需要を賄うものとして十分
129 であることから、本件借入れ行為をもって広域機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれは
130 無いと認められる。

131 なお、広域機関は来年 3 月に 1,200 億円、来年 5 月に 3,400 億円の償還期限が到来する
132 ところ、借入れに伴う金利負担を最小限にするため、広域機関としては、来年 3 月や 5 月
133 の期限に備えた時期に改めて追加借入額を精査の上申請を行う方針である。また、令和 7
134 年 7 月末からは、令和 5 年度の赤字額を踏まえた新たな納付金単価に基づく納付金が納付
135 されるようになるほか、仮に今年度の交付金の金額が納付金の金額を上回り、赤字となっ
136 た場合としても、再エネ特措法において、翌々年度の納付金単価は、今年度の納付金の過
137 不足額を勘案して定めることとされているため、遅くとも令和 9 年 6 月末（令和 8 年度納
138 付金単価が適用される納付金が最後に入金されるタイミング）までには、金利分を含めて
139 今年度の納付金の不足に起因する借入金の償還が可能となる見込みである。

140 したがって、今回の認可申請について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る
141 審査基準等（平成 12・05・29 資第 16 号）第 1（56）に適合していると認められる。
142
143 （参考：広域機関の徴収等業務に係る収支の実績と想定）
144 2023年4月から2025年1月までの、広域機関の徴収等業務に係る収支の実績及び想定
145 は以下のとおり。



146
147 4. 認可申請に係る意見
148 上記 3. の審査結果を踏まえ、別紙 1 のとおり、当委員会として経済産業大臣が今回の
149 申請に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

150
151 5. 今後の見通し
152 経済産業大臣に委員会の意見回答後、電気事業法第 28 条の 55 第 2 項に基づく財務大臣
153 への協議がなされた後、経済産業大臣による認可がされることとなる。その後、広域機関
154 がアレンジャー契約を行い、アレンジャーが実施する競争入札によって借入先が決定され、
155 令和 6 年 9 月 6 日に借入れが行われることとなる見込み。

159 〔参考 1〕 手続きの流れ

160 広域機関が資金の借入れを行おうとする場合、電気事業法第 28 条の 55 第 1 項に基づ
161 き、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。

162 経済産業大臣は、資金の借入れの認可申請を受けた場合、同法第 66 条の 11 第 1 項第 5
163 号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

164 また、経済産業大臣は、同法第 28 条の 55 第 2 項に基づき、資金の借入れの認可をする
165 ときは、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないと規定されており、当該協議を経
166 て、認可を出すこととなる。

167 広域機関は、経済産業大臣の認可を受けた後、政府保証付の資金借入れについて入札公
168 告を行い、競争入札方式により借入先を決定し、借入れを実行する。

169

170 〔参考 2〕 広域機関の再エネ特措法関連の徴収等業務と当該業務に係る収支の概要

171 広域機関は、電気事業法第 28 条の 40 第 1 項第 8 号の 2 に基づき、①供給促進交付金
172 （再エネ特措法第 2 条の 2 第 3 項。FIP 制度（Feed-in Premium）により卸電力取引市場
173 の状況を踏まえて発電を行う再生可能エネルギー発電事業を支援する交付金）、②調整交
174 付金（再エネ特措法第 15 条の 2 第 1 項。FIT 制度（固定価格買取制度）により固定価格
175 での買取りを担保することで再エネ発電事業を支援する交付金）、③系統設置交付金（再
176 エネ特措法第 28 条第 2 項。再エネ電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置及び
177 維持を支援する交付金。）の 3 つの交付金の交付及び再エネ特措法第 31 条第 1 項及び第
178 38 条第 1 項に基づく納付金の徴収の業務を行っている。

179 これらの交付金の原資は、納付金として小売電気事業者等から徴収されており、再エネ
180 特措法第 32 条第 2 項に基づき、毎年度、当該年度の開始前に、当該年度において交付さ
181 れる交付金の見込額の合計額に事務処理に要する費用の見込額を加えて得た額、前々年度
182 における剰余金その他の事情を勘案して、経済産業大臣が納付金単価を定めることとされ
183 ている。

184 また、これらの交付金の交付額のうち、調整交付金（②）の交付額が大部分を占めてい
185 る。調整交付金は FIT 制度による固定価格にて再エネ電気を調達した電気事業者に対して
186 毎月交付される。具体的には、調整交付金の額は、「調達価格に再エネ電気の調達量を乗
187 じた額」から回避可能費用を控除した額（再エネ特措法第 15 条の 3。電気事業者が再エ
188 ネ電気を買い取ることにより、その分当該電気事業者が発電、又は調達する量が減ること
189 になるから、当該発電又は調達に要することとなる費用（同条第 2 号）の額、卸電力取引
190 市場で売った際に得られる額（同条第 3 号）等を控除する。）とされており、控除する額
191 は卸電力取引市場における電気のスポット市場価格と連動する。そのため、卸電力取引市
192 場の価格が下がれば、控除する額が減少することにより、調整交付金の額は増える、とい
193 う関係にある。

194 このため、卸電力市場価格の下落等によって調整交付金の額が見込額よりも上振れする
195 等の場合、納付金の見込額との乖離が生じることになる。その際に生じた不足分は翌々年
196 度の納付金単価を決める際に考慮されることとなる。

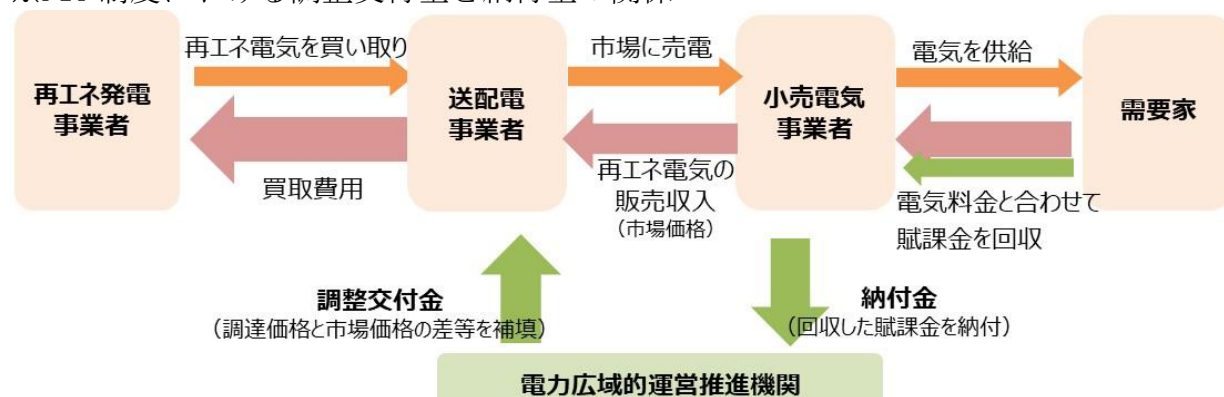
197 他方、この場合、広域機関の当該年度の資金不足は翌々年度の納付金単価の設定によっ
198 て調整されることになるので、広域機関には一時的な資金不足が生じることになる。

そこで、広域機関が経済産業大臣の認可を受けて、資金の借入れ又は広域的運営推進機関債の発行をすることができる旨の規定が設けられており、当該借入金及び機関債の限度額は、政令によって現在、1兆1,830億円とされている。

また、資金調達額が多額となる可能性があることから、国民負担を最大限抑制する観点で、徴収等業務に係る借入れ又は機関債については、政府が債務保証を可能とする規定も設けられており、令和6年度予算書上では、政府が債務保証を可能とする額は上記の借入金及び機関債の発行の限度額と同額（1兆1,830億円）に設定されている。

なお、納付金単価は毎年度、経済産業大臣が決定し、5月検針分の電気料金から翌年4月検針分の電気料金まで適用される。納付金は、小売電気事業者等がその原資を賦課金として電気の利用者から回収した後、検針日の原則翌々月末を納付期限として小売電気事業者等から広域機関に納付される。また、交付金は、電気事業者が再エネ発電事業者から再エネ電気を買取った後、買取月の原則4か月後の毎月10日に広域機関から電気事業者へ交付される。したがって、令和5年度納付金単価が適用される収支は7月の交付金支出まで継続する（納付金は毎月月末入金（土日祝日の場合は後ろ倒し）、交付金は毎月10日出金（土日祝日の場合は前倒し）であり、7月10日の出金まで継続。）。

※FIT制度における調整交付金と納付金の関係



〔参考3〕 関連条文

■電気事業法

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～八 (略)

八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二十八条第二項の規定による交付金の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。

八の三～十 (略)

2～3 (略)

(借入金及び広域的運営推進機関債)

231 第二十八条の五十五 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者か
232 ら資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次
233 条において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をする
234 ことができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができ
235 る。

236 2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければ
237 ならない。

238 3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係
239 る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

240 4～8 （略）

241
242 （政府保証）

243 第二十八条の五十六 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二
244 十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内に
245 おいて、推進機関の前条第一項の借入れ又は機関債に係る債務（第二十八条の四十第一
246 項第五号又は第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

247
248 （委員会の意見の聴取）

249 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を
250 聴かなければならない。

251 一～四 （略）

252 五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の
253 十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び
254 第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第
255 二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準
256 用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一
257 項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、
258 第二十八条の五十五第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第
259 一項の認可をしようとするとき。

260 六～十六 （略）

261 2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなけ
262 ればならない。

263

264 ■電気事業法施行令

265 （借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）

266 第四条 法第二十八条の五十五第三項の政令で定める額は、一兆千八百三十億円とする。

267

268 ■令和6年度一般会計予算 予算総則

269 （債務保証契約の限度額）

第13条 次の表の左欄に掲げる法人が令和6年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

1～20（略）

債 務	根 拠 規 定	金 額 の 限 度
21 電力広域的運営推進機関 電力広域的運営推進機関債及び借入金に係る債務	「電気事業法」第28条の56	額面総額及び元本金額の合計額 1,183,000,000千円並びにその利息に相当する金額

■電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(1)～(55)（略）

(56) 第28条の55第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債の発行の認可

第28条の55第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行の認可に係る審査基準については、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額並びに広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

■再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

（供給促進交付金の交付）

第二条の二（略）

2 認定事業者は、交付対象区分等に該当する認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、市場取引等により供給するときは、当該再生可能エネルギー電気の供給に要する費用を当該供給に係る期間にわたり回収するための交付金（以下「供給促進交付金」という。）の交付を受けることができる。

3 供給促進交付金の交付に関する業務は、電気事業法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が行うものとする。

（調整交付金の交付）

第十五条の二 推進機関は、各電気事業者における特定契約又は一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者に対して、交付金を交付する。

2 前項の交付金（以下「調整交付金」という。）は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定により推進機関が徴収する納付金並びに第十五条の五の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

（系統設置交付金の交付）

第二十八条 一般送配電事業者又は送電事業者（電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者をいう。以下同じ。）は、供給計画（同法第二十九条第一項に規定する供給計画をいう。）に従って、同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下この節において「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該系統電気工作物を使用する期間にわたり回収するための交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。

2 系統設置交付金の交付に関する業務は、推進機関が行うものとする。

3～4 （略）

（小売電気事業者等に係る納付金の徴収及び納付義務）

第三十一条 推進機関は、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金（次条第二項及び第四十条第一項において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）から、納付金を徴収する。

2 小売電気事業者等は、前項の納付金（以下この節において単に「納付金」という。）を納付する義務を負う。

（納付金の額）

第三十二条 前条第一項の規定により小売電気事業者等から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下同じ。）に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第三十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第三十六条の賦課金の額を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第一項及び第三十八条第一項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3～6 （略）

（電気事業者に係る納付金の徴収及び納付義務）

第三十八条 推進機関は、第十五条の三の規定により算定した額が零を下回った場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

346 2 電気事業者は、前項の納付金（次条において単に「納付金」という。）を納付する義務
347 を負う。

(別紙 1)

経済産業省

20240607電委第2号

令和6年6月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について（回答）

令和6年6月7日付け20240605資第1号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の5第1項に規定する資金の借入れの認可について、認可することに異存ありません。

(別紙 2)

経 済 産 業 省

20240605資第1号
令和6年6月7日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣 齋藤 健

電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の55第1項に規定する資金の借入れの認可について、貴委員会の意見を求めます。

広域総第2024-032号
2024年6月5日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
(公印省略)

資金の借入れについて（認可申請）

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の5第1項の規定に基づき、別記のとおり資金の借入れについて、申請いたします。

記

- 1 借入れを必要とする理由
電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する資金に充てるため
- 2 借入金の額
金 420,000,000,000円
- 3 借入先
金利競争入札方式により決定する
- 4 借入金の利率
金利競争入札方式により決定する
- 5 借入金の償還の方法及び期限
2025年9月5日を期限に一括返済
- 6 利息の支払の方法及び期限
償還日を期限に、借入日の翌日から期限までの分を一括返済
ただし、年365日の日割計算とする
- 7 借入日
2024年9月6日
- 8 その他
元利金支払につき政府が保証
- 9 備考
上記3及び4については、金利競争入札方式により確定次第届け出るものとする

以 上